

平成30年2月1日答申
事件番号 平成29年(審)第1号
審査請求人 ○○○○
処分庁 大田区長 松原忠義

答 申 書

第1 答申の趣旨

審査庁は、大田区長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った大田区生活困窮者住居確保給付金支給要綱（以下「本件要綱」という。）11条1項1号に基づく住居確保給付金支給中止処分（以下「本件処分」という。）に対し、審査請求人が平成29年3月19日付けで提起した審査請求（平成29年(審)第1号。以下「本件審査請求」という。）について、棄却すべきである。

第2 事案の概要及び前提事実

1 事案の概要

本件は、審査請求人が平成28年8月より大田区生活困窮者住居確保給付金（以下「本件給付金」という。）を受給してきたところ、処分庁が、平成29年1月10日、審査請求人が本件要綱4条2項で定める求職活動を怠ったことを理由に本件給付金の支給を中止する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、審査請求人が本件処分を不服として、同年3月19日付けで本件処分の取消しを求めて審査請求を行った事案である。

2 前提事実

(1) 本件要綱の定め

本件要綱は、次のとおり定めている。

1条（目的）

この要綱は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第5条及び生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年2月4日

厚生労働省令第16号。以下「法施行規則」という。)に基づき、離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対して、生活困窮者住居確保給付金(以下「住居確保給付金」という。)を支給することにより、これらの者の住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行うことを目的とする。

4条(支給対象者)

1 住居確保給付金を申請できる者(以下「支給対象者」という。)は、法施行規則第10条に基づき、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 申請日において、65歳未満の者であって、かつ、離職した日又は事業を廃止した日(以下「離職等の日」という。)から起算して2年を経過していないものであること。

(2) 離職等の日においてその属する世帯の生計を主として維持していたこと。

(3) 申請日の属する月における申請者及び同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、収入基準額以下であること。

(4) 申請日における申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に6を乗じて得た額(当該額が100万円を超える場合は100万円とする。)以下であること。

(5) 公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。

2 前項に規定する求職活動とは、次に掲げる求職活動をいう。

(1) 毎月2回以上、公共職業安定所の職業相談を受けること

(2) 毎月4回以上、相談員による面接等の支援を受けること

(3) 原則週1回以上、求人先へ応募を行うか、又は求人先の面接をうけること

3 申請者は、原則として次のいずれかの支援を利用するものとする。ただし、区長が、支給対象者の離職理由、離職期間、資格の有無等を総合的に勘案し、自らの就職活動で就職が可能と判断できる場合は、この限りではない。

(1) 自立相談支援事業実施要綱で定める事業（以下「自立相談支援事業」という。）

(2) 大田区就労準備支援事業実施事項（平成27年3月31日付け26蒲生発第13226号）で定める事業（以下「就労準備支援事業」という。）

11条（支給の中止）

1 区長は、受給者が次の各号に該当するときは、原則として当該各号に定める月から支給を中止する。

(1) 第4条第2項の規定による義務を怠ったとき 怠った月

(2) 以下 省略

(2) 本件支給決定

処分庁は、平成28年12月6日付けで、審査請求人に対し住居確保給付金を支給する旨を決定した（以下「本件支給決定」という。）。

(3) 本件処分

処分庁は、平成29年1月10日、審査請求人に対し、本件支給決定による住居確保給付金の支給について、本件要綱4条2項に規定する求職活動を怠ったことを理由として、本件要綱1条1項1号により中止する旨の決定を行った（本件処分）。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書において行った、本件処分に対する主

張の要旨は、次のとおりである。

- ① 審査請求人は、支援期間中に求職活動をした。
- ② 審査請求人は、大田区生活再建・就労サポートセンター J O B O T A (以下「J O B O T A」という。) に対して求職活動を実施したことを報告しており、J O B O T A がこれに反する虚偽の報告をした。
- ③ 審査請求人は、J O B O T A の相談員から、適切な就職支援を受けることができていない。これは J O B O T A の職員の職務怠慢である。
- ④ 処分庁は、審査請求人の状態を把握しないまま本件処分を行っており、職務怠慢である。

2 処分庁の主張及び反論の要旨

処分庁が弁明書において行った、審査請求人の主張に対する主張及び反論の要旨は、次のとおりである。

- ① 審査請求人は、平成 28 年 12 月において、J O B O T A の相談員による面接を同月 21 日と 28 日の 2 回しか受けておらず、本件要綱 4 条 2 項に規定する求職活動の 1 つである「毎月 4 回以上、相談員による面接等の支援を受けること」を怠った。
- ② 本件処分は、平成 28 年 12 月に審査請求人が本件要綱 4 条 2 項に規定する求職活動を行っていないことを理由とするものである。この点に関し、J O B O T A が虚偽の報告をした事実はない。
- ③ 処分庁は、審査請求人に対する本件処分を決定するにあたり、J O B O T A が審査請求人に対して行った支援についての支援経過の記録を事前に確認し、それにより審査請求人が本件要綱 11 条 1 項 1 号に該当する状態であることを把握して本件処分に至ったものであり、処分庁及びその職員に職務怠慢とされる事実はない。

第 4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件処分に違法性はなく、これが不当であるともいえないから、審査庁は審査請求人の請求を棄却すべきである。

2 審理員意見書の理由

審理員意見書の理由は、次のとおりである。

- ① 平成29年1月4日付け「登録者対応記録一覧」によれば、審査請求人は、平成28年12月において、同月21日と28日の2回に限りJOBOTAで相談を受けた事実は認められるものの、これを超えて同月に相談等の支援を4回以上受けたと認められる証拠はない。また、そのような主張も審査請求人からはされていない。したがって、審査請求人は、本件要綱4条2項2号に規定する求職活動を怠ったものと認められる。
- ② 平成29年1月4日付け「登録者対応記録一覧」によれば、平成28年11月以降、審査請求人は、JOBOTAにほとんど来所しておらず、同年12月28日に来所した際にも終始無言であったとのことであるから、少なくとも同年11月から12月にかけて、審査請求人が、相談員に対して、何らかの相談をしていたとは考えにくい。

他方、相談員は、同年11月28日に家庭訪問を行い、同年12月7日にメールを送信し、同月10日に手紙を送付して、審査請求人に対して、JOBOTAでの相談を受けるよう到来を促したことが認められる。したがって、JOBOTAの相談員に職務怠慢があったものとは認められない。

- ③ 生活困窮者自立支援法施行規則5条を受けて規定された本件要綱4条2項の「求職活動」の判断基準、及び厚生労働省作成の「新たな生活困窮者自立支援制度に関する質疑応答集」において本件給付金の支給において自立相談支援事業の利用は必須であるとされる本件給付金制度の趣旨に鑑みれば、処分庁に考慮不尽等の職務怠慢行為は認められない。

JOBOTAの相談員は、審査請求人に対して、平成28年11月21日付け書面や同年12月21日及び28日の面接時における説明において、さらに延長時の説明において、それぞれ本件

要綱の求職活動要件を充たすことができなければ中止となると伝えたものといえる。そうであれば、審査請求人は、月4回以上JOBOTAにおいて相談員による面接を受けなければ本件給付金の支給が中止になることを十分認識し得る状態にあったものといえ、処分庁に本件処分に関して職務怠慢行為は認められない。

第5 調査審議の経過

当審査会は、平成29年8月18日付けで審査庁である大田区長から行政不服審査法43条1項、同法81条1項、大田区行政不服審査法施行条例1条及び同2条の規定に基づく諮問を受け、同年8月21日、同年10月20日、同年12月18日及び平成30年2月1日に開催された審査会において、調査審議した。

第6 答申の理由

1 当審査会が認定した事実

平成29年1月4日付け「登録者対応記録一覧」によると、JOBOTAの相談員は、平成28年11月28日に審査請求人の家庭訪問を行った後、審査請求人に対し、同年12月7日にメールを送信する方法により、及び同月10日には手紙を送付することにより、それぞれJOBOTAでの相談を受けるよう来所を促したことが認められる。

次に、平成28年12月21日付け及び28日付けの「住居確保給付金 常用就職活動状況報告書」によると、審査請求人は、同月5日、同月15日、同月22日及び同月26日の4回にわたり、インターネットの求人サイトにて求人先へ応募したこと、及び同月21日及び同月28日に公共職業安定所の職業相談を受けたことが認められる。

また、前記「登録者対応記録一覧」によると、審査請求人は、平成28年12月21日及び28日、それぞれJOBOTAにおいて相談員による面接の支援を受けたことが認められる。これに対し、

平成28年12月1日から31日までの間、審査請求人がJOBOTAその他の場所において、前記に記載した以外に相談員による面接の支援を受けたものとは認められない。

2 答申の理由

(1) 審査請求人は本件要綱11条1項1号に該当する

ア 本件要綱の解釈

本件要綱11条1項は、「区長は、受給者が次の各号に該当するときは、原則として当該各号に定める月から支給を中止する。」とし、同条同項1号は、「第4条第2項の規定による義務を怠ったとき 怠った月」と定める。

ここで、本件要綱4条2項は「前項に規定する求職活動とは、次に掲げる求職活動をいう。」と定めたものであり、本件要綱4条1項5号の「公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。」における「求職活動」の内容について限定的に列挙した定めにはすぎない。そのため、本件要綱4条2項は、受給者の義務について直接規定した定めとはいえない。

もっとも、本件要綱4条1項は、支給対象者の要件を定めた規定であり、同条同項5号は「求職活動を行うこと」として支給対象者における義務を定めたものと解される。

そのため、本件要綱11条1項1号は、本件要綱4条1項及び本件要綱4条2項の規定と併せて考えると、本件要綱4条1項5号の義務を怠ったときの規定であると解すべきであるものといえる。

イ 審査請求人が求職活動を行ったとはいえない

前記1項において認定したとおり、平成28年12月において、審査請求人はJOBOTAにおける相談員の面接を2回受けたことは認められる。

しかしながら、これら以外にJOBOTA又はその他の場所において相談員による面接等の支援を受けたものとはいえない。

したがって、審査請求人は、「毎月4回以上、相談員による面接等の支援を受けること」と定められた本件要綱4条2項が定める同条1項5号の求職活動を行ったものとはいえない。

ウ 結論

以上のとおり、審査請求人は本件要綱4条1項5号が定める義務を怠ったものであるから、本件要綱11条1項1号に該当する。

(2) J O B O T A 及び処分庁における職務怠慢は認められない

なお、審査請求人は、J O B O T A の相談員から適切な就職支援を受けていないので、処分庁又はその職員が職務怠慢であるとか、処分庁が審査請求人の状態を把握しないまま本件処分を行っているので職務怠慢であると主張する。

しかし、前記のとおり、平成29年1月4日付け「登録者対応記録一覧」によると、審査請求人は、平成28年12月は同月21日及び同月28日の2回以外にJ O B O T A に来たものとはみとめられず、また、J O B O T A に来所した際にも終始無言であったと認められることからすれば、審査請求人が相談員に対して何らかの相談をしていたとは考えにくい。

他方、J O B O T A の相談員は、同年11月28日に家庭訪問を行った上、審査請求人に対し、同年12月7日にメールを送信する方法により、及び同月10日には手紙を送付する方法により、それぞれJ O B O T A での相談を受けるよう来所を促していることが認められるから、処分庁及び相談員に職務怠慢があったものとは認められない。

その他にも、処分庁は、J O B O T A が審査請求人に対して行った支援経過の記録を事前に確認した上で本件処分を行ったものであるから、処分庁に職務怠慢があったものとは認められない。

(3) 結論

前記において認定した以外に本件処分に影響を与える事情

もないので、本件処分に違法または不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

よって、本件要綱 11 条 1 項 1 号により審査請求人に対する本件支給決定による住居確保給付金の支給を中止とする本件処分に違法又は不当な点は認められず、審査請求人の主張には理由がない。

3 手続について

審理員の審理手続については、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼及び質問権の行使を行い、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことがそれぞれ認められることから、その手続は適正なもの認められる。

4 結論

以上のおりであるから、審査庁は、本件審査請求を棄却すべきである。

以上

大田区行政不服審査会
会長 委員 川 義 郎
委員 原 口 昌 之
委員 菅 沼 篤 志